

県立学校及び県立博物館緊急地震速報受信機整備業務仕様書

1 業務の名称 県立学校及び県立博物館緊急地震速報受信機整備業務

2 概要

県立学校及び県立博物館に設置している既存の J アラート受信機器を取り外し、新たに緊急地震速報受信機を整備する。

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 5 日（月）まで。

4 品名・数量・規格品質

品名・数量 緊急地震速報受信機 3 3 台

規格品質

項目	内容
電源	AC100V で動作すること。
温度条件	5℃から 35℃の範囲内で正常に動作すること。
受信方式	気象庁が提供する「高度利用」の緊急地震速報を受信できること。
演算機能	設置場所の緯度・経度・地盤情報に基づくピンポイント予測震度、猶予時間演算が可能であること。
放送設備への接続等	緊急地震速報等を受信後、直ちに放送設備を自動起動し、音声出力が可能であること。
保証、保守	機器の無償保証期間は納入検査日から 5 年以上とし、この期間内に設計構造上の欠陥に起因して故障等が発生した場合又は明らかに故障等の発生が予想される場合は、受注者の責任において無償で部品交換・修理を行うこと。また、無償保証期間経過後も受注者および製造者側に起因する重大な不具合が生じた場合は、無償で対応すること。
その他	- 気象庁作成の「緊急地震速報を適切に利用するために必要な 受信端末の機能及び配信能力に関する ガイドライン」に準拠していること。 - 受信機が正常に稼働しているかを監視し、障害が発生した場合は速やかにメール、電話等で納入場所に連絡するサービスが提供されていること。 - 設置から 5 年間分のサービス利用料（緊急地震速報、津波情報等の速報情報受信料）を含むこと。 - ラックマウントが可能であること。（オプション品が必要な場合は、あわせて調達すること。加工等による取付も可。） - ラックマウントの場合、機器を取り外すことなく、前面から受信機の電源の入り切りが可能であること。

5 参考品（同等品可）

緊急地震速報受信機：株式会社 J コーポレーション スーパーなまず goo
ラックマウントオプション：株式会社 J コーポレーション DN-19RACK500-S
音声アンバランス入力、バランス出力変換器 イメージニクス株式会社 UBC-160

6 納入場所

別表 1 のとおり

7 業務内容

以下の業務を行うこと。

- (1) 緊急地震速報受信機を調達すること。なお、納品に必要な手続、試験及び検査に係る費用は、全て受注者の負担とする。
- (2) 既設 J アラート受信機の接続構成を可能な限り変更することなく、既設放送設備等へ接続を行うこと。なお、搬入、据付、周辺機器とのケーブル接続、緊急地震速報受信機、既設放送設備、既設インターフェースユニットの設定、現地据付時試験および総合動作確認を含む。また、以下について留意すること。

なお、インターネット接続環境、及び設置場所付近までの LAN 配線については、発注者が別途整備する。

ア ケーブル接続

既設 J アラート受信機と同様、緊急地震速報受信機に各種機器へのケーブルを確実に接続し、間違えて外れることがないように、必要に応じてケーブルを固定すること。また、緊急地震速報受信機の外部接点出力端子等のコネクタ形状が変更されている場合はケーブルを適切に加工し接続すること。万一、規格が合わない場合などは、変換ケーブルを利用するなどすること。

イ 既設放送設備の調整

既設放送設備の放送時に、既設 J アラート受信機と緊急地震速報受信機で、同じ音の大きさとなるよう必要に応じて調整すること。音の大きさの確認は、納入場所担当者または発注者が確認を行う。

なお、既設放送設備への接続について、インピーダンス変換器が必要な場合は、5 と同等の変換器を受注者において用意し、設置、調整を行うこと。なお、必要な納入場所は 5 箇所を想定している。

- (3) 既設 J アラート受信機、HUB、無停電電源装置、既設ノートパソコン（設置施設に限る）、その他緊急地震速報受信機を利用するにあたり必要ない機器等を取り外し、納入場所担当者へ引渡すこと。（本業務で廃棄は行わない。）
- (4) 現地据付時試験は、緊急地震速報受信機を操作して施設放送設備および緊急地震速報受信機スピーカーで適切な放送がされることを確認すること。
- (5) 緊急地震速報受信機据付は、既設 J アラート受信機と同様にすることを基本とし、納品場所ごとの据付方法は別表 1 を参照すること。また、ラックマウント以外の場合は、転倒・落下防止対策を行うこと。なお、ラックマウントオプション必要な納入場所は 10 箇所を想定している。

8 提出書類

- (1) 納品時（提出先：各施設ごと）

操作マニュアル 各 1 部

- (2) 納品後（提出先：発注者（教育環境課））

完成図書 1 部（以下を紙媒体（A4 カラー印刷）で提出先へ提出すること。

（ア）納入品一覧

- (イ) 各種設定（新コンフィグデータ、I Pアドレス等）
各施設の設置後の最新データを紙に印刷したもの1部とする。
- (ウ) 現地試験結果：納入作業・試験計画書に定めたもの
- (エ) 納入前、納入後の写真
- (オ) 保守に必要な資料
（操作マニュアル、製品仕様書等）
- (カ) 保証書（1部）

9 既存部分等への処置

納品に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、速やかに請求課に報告し、既成にならない受注者の負担で補修すること。

10 一般事項

(1) 完了報告及び検査

- ア 受注者は、7の業務を完了したときは、完了の日から10日以内に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- イ 発注者は、受注者から業務完了報告書の提出を受けた日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、契約書及び仕様書に適合していることを検査し、適合する場合は、検査合格として受注者に対しその旨を通知するものとし、適合しない場合は、検査不合格として受注者に対しその旨を直ちに通知し、補正を求めるものとする。
- ウ 受注者は、イの補正の求めにより直ちに補正を行い、補正が完了したときは、発注者にその旨を直ちに通知するものとする。
- エ 発注者は、ウの通知を受けた日から7日以内に再度イに基づく検査及び通知を行うものとする。
- オ イの検査合格をもって、検査完了とする。

(2) 契約金額の支払

- ア 受注者は、(1)の検査合格の通知を受理した後、委託料を発注者に請求するものとする。
- イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する支払期限内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(3) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(4) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- イ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(5) 資料提供

- ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって

管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(6) 著作権

ア 本業務の履行過程で生じた成果物に係る著作権は、委託料が全額支払われたとき持分の半分を相手方へ無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とするものとする。ただし、成果物に従前の著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は従前からの著作権者に帰属するものとする。

なお、システムの改修等を行うのに必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第65条第2項に基づく合意は要しないものとする。

イ アの規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 発注者又は受注者は、成果物又はこれを複製し、改変し、翻案したものを販売、賃貸等することにより第三者の利用に供する場合（以下「販売等」という。）は、著作権法第65条第2項に基づき、相手方の合意を得るものとする。

エ ウの場合において、発注者及び受注者は、システムごとに、アの規定により共有する著作権に係る双方の持分、販売等により得られる収入の分配その他必要な事項を定めた契約（以下「販売等収入分配契約」という。）を別途締結するものとする。この場合において、発注者又は受注者が相手方に支払う額は、販売等により得られた収入に、販売等収入分配契約において定める著作権の持分の割合及び次に掲げる率を標準として販売等収入分配契約において定める率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得られる額とし、翻案の程度によりこれによりがたい場合には、販売等収入分配契約において定めるところによる。

（ア）県外に住所又は主たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）を有する者が販売等をする場合

成果物に著しい翻案を加える場合	3パーセント
成果物に翻案を加える場合	9パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	15パーセント
成果物に翻案を加えない場合	30パーセント

（イ）県内に住所等を有する者及び鳥取県が販売等をする場合

成果物に著しい翻案を加える場合	1パーセント
成果物に翻案を加える場合	3パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	5パーセント
成果物に翻案を加えない場合	10パーセント

(7) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(8) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法を指

定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(9) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(10) 仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(11) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(12) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(13) 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(14) 追完請求権

ア 発注者は、本業務の検査完了後において、本業務が契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであることが発見された場合、受注者に無償で補修及び履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(15) 任意解除

ア 発注者は、(16) 又は (17) の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(16) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(14) の履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア) から(ウ) までに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の10分の1に

相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(17) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ク）までのいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（ア）本業務の履行不能が明らかであるとき。

（イ）本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ）本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（エ）業務期間満了までに、受注者が本業務の履行をしないでその時期を経過したとき。

（オ）（ア）から（エ）までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（16）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（カ）受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

（キ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（ク）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(18) 解除の制限

（16）のアの（ア）から（エ）まで及び（17）のアの（ア）から（オ）までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（16）及び（17）の規定による契約の解除をすることができない。

(19) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(20) 作業場所の特定

受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、受注

者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

(21) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(22) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別表 1

通し	施設名（納入場所）	既存Jアラート受信機設置場所	放送設備設置場所	既存設置状況	更新後設置方法
1	青谷高等学校	職員室	職員室	棚置き	ラックマウント
2	岩美高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
3	皆生養護学校	事務室	旧放送室	棚置き	棚置き
4	倉吉総合産業高等学校	放送室	放送室	棚置き	棚置き
5	倉吉西高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
6	倉吉農業高等学校	放送室	放送室	棚置き	棚置き
7	倉吉東高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
8	倉吉養護学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
9	琴の浦特別支援学校	事務室	事務室	ラックマウント	ラックマウント
10	境高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
11	境港総合技術高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
12	智頭農林高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
13	鳥取工業高等学校	事務室	事務室	ラックマウント	ラックマウント
14	鳥取湖陵高等学校	事務室	事務室	棚置き	棚置き
15	鳥取商業高等学校	事務室	事務室	ラックマウント	ラックマウント
16	鳥取中央育英高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
17	鳥取西高等学校	事務室	事務室	ラックマウント	ラックマウント
18	鳥取東高等学校	事務室	事務室	ラックマウント	ラックマウント
19	鳥取盲学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
20	鳥取養護学校	職員室	職員室	棚置き	棚置き
21	鳥取緑風高等学校	職員室	職員室	棚置き	棚置き
22	白兔養護学校	事務室		ラックマウント	ラックマウント
23	日野高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
24	日野高等学校(黒坂施設)	事務室	放送室	ラックマウント	ラックマウント
25	八頭高等学校	教務室	教務室	棚置き	棚置き
26	米子高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
27	米子工業高等学校	事務室	放送室	ラックマウント	ラックマウント
28	米子西高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
29	米子白鳳高等学校	事務室	職員室横	棚置き	棚置き
30	米子東高等学校	事務室	事務室	棚置き	棚置き
31	米子南高等学校	事務室	放送室	棚置き	棚置き
32	米子養護学校	事務室	事務室	棚置き	棚置き
33	博物館	総務課執務室	総務課執務室	ラックマウント	ラックマウント
ラックマウント金具必要数					10